

地域計画

市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	新村地区 (上新東、上新西、根石、安塚、山王、南新中、南新東、東新、北新中、北新南、北新西、北新東、下新南、下新北)
協議の結果を取りまとめた日	令和7年3月12日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	278 ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	263 ha

(2) 地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に、白ネギ、すいか、スイートコーンなどの園芸作物、カーネーションやグラジオラスなどの花き等を生産する農村地帯であり、地域の転作田については「新村営農組合」を中心に麦・大豆・そば等の転作作物を地区コンバイン組合と協力して担っている。

・アンケート結果では現状維持を表明している農家7割だが、高齢化により経営規模縮小を望む農家は増えている。

・構造改善未実施水田は住宅地と隣接し、形状が悪いため農地利用に不利益となる。また、中部縦貫自動車道整備事業などのインフラ整備に伴い耕作条件不利農地や残地が発生し、その利活用が課題であり懸念される。

・建設が予定されている2か所のインターチェンジ周辺の農用地利用については様々な考え方があり、多面的な検討が必要である。

・稲作(土地利用型農業)での収入を得るには経営面積を確保する必要があると同時に、機械利用組合のオペレーターの育成が急務である。

(3) 地域における農業の将来の在り方

主要作物① 水稲を中心とした土地利用型農業を維持しつつ、作業の効率化に資するスマート農業を積極的に導入して集約による団地化(分散錯圃の解消による効率的な耕作)を進める。併せて、生産組織の在り方検討を継続しつつ、後継者やオペレーターを確保・育成する。

主要作物② すいか、白ネギ、スイートコーンなどの園芸作物により、水田複合経営に取り組む。

主要作物③ カーネーション、スターチスやグラジオラスなどの花き栽培を継続し、生産者所得の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集団化の取組 ・認定農業者登録者等を中心とした情報交換会を開催し、各経営体の作業効率向上を目指し農地の集積と集約を検討する ・地区内の水田利用は、機械利用組合を核とした集落営農と既存の3法人が互いに協調し、団地化を進める。また、新たな法人組織の育成、後継者の確保に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法 農業委員、農地利用最適化推進委員、JAを中心に、地域全体の農地バンクへの貸し付け状況や所有者の貸付意向を踏まえつつ調整を行う。その際、農業委員会が公表する市内の平均賃料、地域農業振興ビジョン、貸し手と借り手の意向を考慮す中で賃借料等を設定する。
(3) 基盤整備事業への取組 ・構造改善未実施農地や不整形農地の圃場整備を検討し遊休化を防止する。 ・中部縦貫自動車道の整備に際し、不整形地や残地の農業振興を図りつつ基盤整備を検討する。 ・農地、用排水施設及び農道・ため池等の整備による安定的な生産及び自然災害等の被害防止のための事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 ・市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。 ・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が協力して新規就農者及び後継者等の確保を図る。また、既存の経営体だけでは地区内農地の集積は困難な状況に向かうため、農業生産法人の確保・育成を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組 作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。(新村営農組合、地区コンバイン組合等)

以下任意記載事項

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣による被害防止として、引続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。
- ②有機農業を推進する。
- ③作業効率化に関する情報・技術を域内で共有し、地域の発展と地域ブランドの醸成に取り組む。
- ⑩松本大学生アルバイトの積極的な受け入れ通じて、地区農産物の消費拡大と農業への理解促進、地域振興を図る。
- ⑩JA松本ハイランド管内のライスセンターの再編集約や設備の更新を進める。
- ⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。